


所管部課		環境部 環境課	部長	松本 幹男		
件名		専決処分の報告について(保存樹木枝折れによる物損事故)				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>令和元年6月17日(月)に発生した保存樹木枝折れによる物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、専決処分をしたので地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】 市が保存樹木として指定する立木の枝が折れ、隣接家屋の屋根瓦に折れた枝が当たり破損したものである。 損害賠償額の決定及び和解の内容は、損害賠償金56,700円を、市が相手方に対して支払うものである。 また、損害賠償金については、施設賠償責任保険から全額補填される。</p> <p>【影響及び効果】 当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>						
2. 経過(現時点に至るまでの経過)						
<p>令和元年6月17日(月) 事故発生 令和元年7月17日(水) 専決処分 令和元年7月17日(水) 示談締結</p>						
3. 留意事項(問題点等)						
4. 主管部処理案(検討結果等)						
<p>令和元年第3回市議会定例会において報告したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。